



相談無料！地域の空き家相談員が、
空き家等の活用方法をアドバイスします！

～全区役所・支所において相談可能！～

令和4年度「不動産(空き家等)活用相談窓口」の開設について

京都市では、空き家所有者の地域の方々が、空き家に関して気軽に相談できる体制を整備するため、「まちの不動産屋さん」を『京都市地域の空き家相談員』として登録しています。

令和4年度も、同相談員が主体的に取り組む無料の相談会「不動産(空き家等)活用相談窓口」を市内全ての区役所・支所において開設しますので、お知らせします。

1 開催日・会場

お住まいの行政区に関わらず、どの会場でも御相談いただけます。

いずれの会場も御来場は公共交通機関を御利用ください。

第1火曜日 開催（5月・8月・1月は休会）									
開催日	4/5	6/7	7/5	9/6	10/4	11/1	12/6	2/7	3/7
会場	上京・左京・中京・東山※1・山科・西京区役所※1, 洛西※2・深草・醍醐支所								

※1 東山・西京区役所は、年間4回のみ開催（6/7, 9/6, 12/6, 3/7）

※2 洛西支所は、年間2回のみ開催（4/5, 10/4）

第1木曜日 開催（5月・8月・11月・1月は休会）								
開催日	4/7	6/2	7/7	9/1	10/6	12/1	2/2	3/2
会場	北・下京・南※3・右京・伏見区役所							

※3 南区役所は、年間4回のみ開催（6/2, 9/1, 12/1, 3/2）

2 時 間

全3回（相談時間は1組あたり40分間）

①午後1時30分～午後2時10分, ②午後2時20分～午後3時,

③午後3時10分～午後3時50分

3 内 容

京都市地域の空き家相談員*が、空き家等の不動産の活用方法の相談に応じます。

*京都市の研修を受講した不動産事業者の方々を、相談員として登録しています。

4 対 象

京都市内に不動産を所有する方

(将来、相続人になる方、空き家の管理を任されている方やその御家族の方も対象。)

登記書類や図面・写真等を持参いただくと、より具体的な相談対応が可能です。

5 留意点

新型コロナウイルス感染症対策として、マスクを着用するなど咳エチケット等を心がけていただくとともに、当日の体調に御配慮いただき、開催前2日以内に体調不良の症状がある方は御連絡の上、欠席いただくようお願いします。

6 定員

各会場とも先着3組（1組2名まで）

7 費用

無料

8 申込期間・申込先

ア 申込期間

開催の前月15日（ただし、土・日・月曜日にあたる場合は翌火曜日）から、開催日の5日前までに、以下の申込先にお申し込みください。

なお、予約枠が埋まった場合は予約の受付を終了いたします。

イ 申込先

京都いつでもコール

<受付時間>電話：午前8時～午後9時、FAX・メール：24時間（年中無休）

電話：075-661-3755（おかけ間違いに御注意ください。）

FAX：075-661-5855

電子メール：京都いつでもコールのホームページの送信フォームを御利用ください。

(URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>)

二次元コード：



※ 申込みの際には、①お名前（ふりがな）、②電話番号、③希望日時、④会場、⑤不動産の住所、⑥不動産の概要（空き家、空き家以外の建物、その他）、⑦相談の概要（売却・賃貸・活用全般・その他）をお伝えください。

9 問合せ先

京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室（空き家対策担当）

<受付時間>午前9時～午後5時（土・日・祝・年末年始 除く）

電話：075-222-3503

10 その他

地域の空き家相談員による、不動産（空き家等）の活用に関するオンライン相談も実施しています。御希望の方は、ホームページの申込フォームからお申し込みください。

(URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000277649.html>)

二次元コード：

